

大河津分水通水 100 周年・関屋分水通水 50 周年記念未来につながる事業
ロゴマーク・シンボルマーク使用の手引き

1 趣旨

この手引きは、令和 4 年（2022 年）に迎える大河津分水通水 100 周年・関屋分水通水 50 周年記念未来につながる事業（以下「記念事業」という。）のロゴマーク・シンボルマークの使用を促進することで、記念事業を広く内外にアピールするとともに、産官学が連携し、記念事業の機運を高めていくため、ロゴマーク・シンボルマークの使用等に関して必要な事項を定めたものです。

2 使用の届出

ロゴマーク・シンボルマーク（以下「シンボルマーク等」という）を使用しようとする場合には、使用届に必要な事項を記入し、大河津分水通水 100 周年・関屋分水通水 50 周年記念未来につながる事業実行委員会 事務局（信濃川下流河川事務所）（以下「信濃川下流河川事務所」という。）に提出して下さい。

使用用途が次の基準に適合する場合には、シンボルマーク等の使用を承認します。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しないこと。
- (3) 営利目的に使用しないこと。
- (4) 関係行政機関及び記念事業のイメージを損なうおそれがないこと。
- (5) 別添掲載のデザイン使用マニュアルを遵守すること。

3 変更の届出

シンボルマーク等の使用届出後、使用内容に変更がある場合は、変更届を提出すること。

4 届出の取消し

次のいずれかに該当するときは、シンボルマーク等の使用の届出を取り消す場合があります。

- (1) 虚偽その他不正の行為により届け出たとき。
- (2) この手引きに定める事項に違反したとき。
- (3) その他信濃川下流河川事務所が適当でないと認めたとき。

5 届出を必要としない使用

シンボルマーク等の使用が次のいずれかに該当する場合には、2 に定める使用届を提出する必要はありません。

ただし、この場合であっても、2 の（1）から（5）までに定める基準は、遵守して下さい。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) 私的な範囲内で使用する場合
- (4) その他信濃川下流河川事務所が承認を必要としないと認めた場合